

定期監査結果報告書

日 監 第 5 号
令和2年2月13日

日野町長 藤澤 直広 様

所属長 福祉保健課長 様

日野町代表監査委員 東 源一郎



日野町監査委員 西澤 正治

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査日時および 令和2年1月30日(木) 午後1時23分～午後2時45分
監査場所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 福祉保健課
4. 監査対象 福祉保健課の分掌する事務全般および下記の事業について
主たる監査事項 ○地域福祉施策全般にわたる町と社会福祉協議会との関りについて
○早期療育事業の実績と課題について
5. 監査手続 平成31年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監査の結果

地域福祉とは、誰もが安心して暮らしていくける町づくりと広義に捉えるが、地域福祉の推進における町と社会福祉協議会の関りについて担当課から説明を求めた。

町は住民福祉の向上に向け様々な施策を効率的・効果的に推進し、公的福祉サービスを適切に実施していくとともに、地域福祉を推進するための住民の活動を支援し環境整備を行い、地域で解決が困難な福祉課題について必要な施策を講じている。

一方、社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民の参加促進や町との連携により関係機関との調整、協議、協力関係を構築する役割を担っている。町から社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業等に対する補助金の交付や生活支援体制整備事業等の高齢者を対象とした事業の委託を行っている。さらに、民生委員児童委員協議会や赤十字奉仕団等地域福祉団体の事務局機能が町から社会福祉協議会へ移譲されている。

町と社会福祉協議会双方が両輪となって地域福祉向上に向けて機能していく事を期待するとともに、町においては、子ども支援課では児童福祉、長寿福祉課では高齢者福祉、成人は福祉保健課と縦軸で編成しているが、地域福祉、障がい者福祉、虐待、生活困窮者対応等の横軸と組みあわせて、切れ目のない施策や支援の展開が行える方針と体制整備をこれから策定する地域福祉計画の中で検討願いたい。

早期療育事業について、日野町単独で事業を実施してから12年目を迎えた。早期療育事業所「くれよん」は、就学前から学齢期、就労期へと繋げていくうえで大変大切な役割を担っている。この間、職員が蓄積してきたノウハウや経験を活かし、児童発達支援事業を拡充してきたことが伺えた。今後も関係機関と連携し、子どもや保護者、職員が良好な環境で事業展開されることを期待するものである。